

職業紹介事業の許可申請の手続きについて

許可申請を行う事業主の方は、次に掲げる書類を、本店登記所在地の管轄労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

許可は、労働局及び厚生労働省における審査並びに労働政策審議会への諮問を経て決定されますので、許可申請は、事業開始予定時期の**約3か月前**までに行ってください。

◆無料職業紹介事業とは

いかなる名義でも手数料又は報酬(職業紹介の対価として委託事業費等を受ける場合を含む)を受けないで行う事業をいいます。

例えば、会費を徴収している会員事業主に対してのみ料金を徴収せずに職業紹介を行ったり、会員であると否とにかかわらず料金を徴収せずに職業紹介を行っているものの、紹介に伴うサービスの内容について会費を徴収している会員と会員外で差があるようなケースは、「有料職業紹介事業」と判断されます。

書類提出に当たっての注意事項

(1) 許可申請書類等の提出の時期

許可予定日(毎月1日付)の**約3か月前**までに管轄労働局に提出してください。

(2) 履歴書の記載について

氏名、生年月日、現住所、郵便番号、職歴、役職員への就任・退任及び賞罰等について、最終学歴以降の状況をもれなく記入してください。なお、写真は不要です。

(3) 職業紹介責任者について

代表者、役員が職業紹介責任者を兼任される場合、住民票・履歴書は重複して提出する必要はありません。

なお、役員のうち監査役は、会社法の規定により、職業紹介責任者として選任することができませんのでご注意ください。

(4) 手数料(収入印紙)について **※有料職業紹介事業の場合必要**

50,000円＋18,000円×(有料職業紹介事業を行う事業所数－1)の金額の収入印紙を申請書に貼り、手数料を納付していただきます。なお、手数料は、申請書を受領し、収入印紙に消印した後は返還いたしません。

(5) 登録免許税 **※有料職業紹介事業の場合必要**

許可一件あたり90,000円が課せられます。

国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店(銀行等や郵便局)又は都道府県労働局の所在地を管轄する税務署において、登録免許税の相当額を現金で納付していただき、領収証書(原本)を提出していただきます。

※(4)収入印紙及び(5)登録免許税の領収証書については、窓口での提出の際には、許可申請書に貼付せずご持参ください。郵送での提出の際には、紛失等を防ぐため、貼付した上で郵送してください。

〈裏面あり〉

職業紹介事業許可申請書類等について(法人用)

1. 提出書類	提出部数	正本(1通)	写し(2通)
1-①有料・無料職業紹介事業許可申請書(様式第1号)(第1面～第2面)			
1-②職業紹介事業計画書(様式第2号)			
1-③職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号) ※取扱職種や地域等を限定する場合に必要			
1-④届出制手数料届出書(様式第3号) ※有料職業紹介事業で、届出制手数料による場合に必要			

2. 添付書類		提出部数	正本(1通)	写し(1通)
2-①定款又は寄附行為 (目的に有料・無料職業紹介事業又は職業紹介事業が記載されているもの) ※1				
2-②登記事項証明書<履歴事項全部証明書> (目的に有料・無料職業紹介事業又は職業紹介事業が記載されているもの) ※1				
2-③代表者、役員の住民票(本籍地は記載、個人番号は記載のないもの) ※1				
2-④代表者、役員の履歴書(職歴、賞罰及び役職員への就任退任状況を記載) ※1				
2-⑤職業紹介責任者の住民票(本籍地は記載、個人番号は記載のないもの) ※2				
2-⑥職業紹介責任者の履歴書 (成年に達した後3年以上の職業経験が必要。職歴、賞罰等の状況を記載) ※2				
2-⑦職業紹介責任者講習受講証明書の写し(許可申請の受理日前5年以内の受講日のもの)				
2-⑧貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 ※1 ※3 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したもの)				
2-⑨法人税の納税(確定)申告書の写し<別表1及び別表4> ※1 ※3 (最近の事業年度のもので、税務署の受付印のあるもの。電子申請の場合は、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。連結納税の場合は提出書類が異なりますので窓口にお問い合わせください)				
2-⑩法人税の納税証明書<(その2)所得金額用> ※1 ※3 (最近の事業年度のもの。税務署で取得する必要があります)				
2-⑪職業紹介事業を行う事業所ごとの事業所の使用権を証明する書類 不動産賃貸契約書の写し(使用目的が事務所であること。転貸借の場合は権利関係が明らかな書類) 又は不動産登記事項証明書				
2-⑫業務運営に関する規程(事業所ごと) ※参考:様式例第1号/マニュアルP112～114				
2-⑬個人情報適正管理規程(事業所ごと) ※参考:様式例第4号/マニュアルP122				
2-⑭手数料に関する書類(事業所ごと。①、②のうちいずれか) ※有料職業紹介事業の場合に提出が必要 ①上限制手数料表(参考:様式例第2号/マニュアルP115) ②届出制手数料にかかる手数料表				

国外に渡る職業紹介事業を行う場合は以下の書類を追加(取次機関を利用する場合)

2-⑮相手先国の関係法令及びその日本語訳	
2-⑯取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書(外国語で記載されている場合はその日本語訳)	
2-⑰相手先国において、取次機関の活動が認められることを証明する書類(許可等を受けている場合はその許可証)	
2-⑱取次機関に関する申告書(通達様式第10号)	

※1 労働者派遣事業との同時申請の場合は省略可。

※2 職業紹介責任者が代表者、役員と同一である場合は省略可。

※3 設立後、最初の決算を終了していない法人の申請に係る場合は、会社法(平成17年法律第86号)第435条第1項に規定する会社成立時の貸借対照表、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第123条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する法人成立時の貸借対照表等を提出してください。

3. 参考資料	提出部数 2通
3-①代表者、役員、責任者が別会社の役員を兼ねている場合、その会社の登記事項証明書の写し等	
3-②事業所のレイアウト図(広さ、椅子、パーティション、面談スペース、個人情報の保管場所(鍵付き保管庫)の記載)	

4. 手数料、登録免許税【有料職業紹介事業のみ】	※窓口提出時には貼付せずにお持ちください。 郵送提出時には、紛失等を防ぐため貼付して郵送してください。
4-①手数料(収入印紙) 5万円+1万8千円×(事業所数-1)	
4-②登録免許税 9万円(現金で納付後、領収証書の原本を提出)	